

再エネ省エネ機器導入補助金交付要綱実施要領

令和2年3月31日 環境局長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、再エネ省エネ機器導入補助金交付要綱（令和2年3月31日環境局長決裁。以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申込等の方法)

第2条 要綱第5条に定める申込方法は郵送のみとする。各募集回における申込みは、別表1に定める期限内に指定場所へ郵送することとする（期限日までの必着とする）。

(抽選日)

第3条 要綱第9条第1項に定める抽選の実施予定日は、別表1に定める。なお、抽選の実施有無については、抽選日の前日までに本補助制度のホームページにて通知する。

(募集期間及び機器取得日)

第4条 要綱第8条に定める補助の申請募集期間、要綱第7条に定める対象機器取得日は、別表1に定めるものとする。

(補助金交付申請兼完了届の提出期限)

第5条 要綱第12条第2項で定める補助金交付申請兼完了届の提出期限は、次のいずれか期限の遅い期日とする。なお、提出方法は郵送のみとし、提出期限日までの消印有効とする。

- (1) 対象機器を取得した日の翌日を起算日として、90日を経過する日
- (2) 補助金受領予定者となった募集回の抽選予定日の翌日を起算日として、90日を経過する日

2 前項で起算した提出期限が令和7年2月7日を過ぎていた場合においては、前項の規定にかかわらず、令和7年2月7日を提出期限とする。

(調査・アンケート)

第6条 要綱第22条第1号に規定するアンケート調査は、補助金交付年度の翌年度以降から実施する。

- 2 要綱第22条第2号に規定するその他市長が協力依頼する事項は次の各号のとおりとする。
 - (1) 取材協力
 - (2) 広報誌等への体験談の掲載協力
 - (3) その他市長が特に必要と認めること。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、令和3年10月1日から施行する。

- 4 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 5 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 6 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表1

申請募集期間		抽選予定日	対象機器 取得日
第1回	令和6年 5月 8日～ 7月10日	令和6年 7月24日	令和6年2月10日
第2回	令和6年 9月 2日～11月 6日	令和6年11月20日	以降

※ 第2回目の申請募集期間終了後の募集については、要綱第8条第2項及び第3項に基づくものとする。